所得税法第四十五条第一項第二号	所得税（	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税（
	の規定	の規定（これらの規定を我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の十五第四項及び第七項（申告による納付等）同条第八項の規定により適用する場合を含む。）並びに第九項及び第十項（これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合並びに同条第六項の規定により適用する場合並びに復興財確法第十八条第四項及び第七項（申告による納付等）同条第八項の規定により適用する場合を含む。）並びに第九項及び第十項（これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定
	所得税の額	所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額
所得税法第四十五条第一項第三号	所得税	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税
所得税法第九十三条第一項	係る所得税の額	係る所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	その	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、その
所得税法第九十五条第二項	の控除限度額と	の控除限度額、復興特別所得税控除限度額として政令で定める金額及び防衛特別所得税控除限度額として政令で定める金額と
	ときは	ときは、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず
所得税法第百五十三条	）又は	）若しくは
	掲げる金額につき	掲げる金額又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の二第八号（定義）に規定する防衛特別所得税申告書に記載すべき同法第五条の十四第一項第一号から第四号まで若しくは第二項第一号若しくは第二号（課税標準及び税額の申告）に掲げる金額につき
所得税法第百六十五条の五の三第一項	係る所得税の額	係る所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	控除限度額	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、控除限度額
所得税法第百六十五条の六第二項	の控除限度額と	の控除限度額、復興特別所得税控除限度額として政令で定める金額及び防衛特別所得税控除限度額として政令で定める金額と

	ときは	ときは、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず
所得税法第百七十六条第三項	所得税（	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税（
	）の額は	）の額の合計額は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず
	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
所得税法第百七十六条第四項	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
所得税法第百八十条の二第三項	所得税（	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税（
	）の額は	）の額の合計額は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず
	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
所得税法第百八十条の二第四項	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
租税特別措置法第八条の四第三項第四号	同法第九条の六第三項	我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この項において「特別措置法」という。）第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六第三項
	同法第九条の六の二第三項	特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の二第三項
	同法第九条の六の三第三項	特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の三第三項
	同法第九条の六の四第三項	特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の四第三項
	及び当該	並びに当該
	係る同法	係る特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
	所得税の額に	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額に
	という。）（	という。）並びに特別措置法第五条の二十六第三項（源泉徴収義務等）の規定により控除された金額に相当する金額のうち所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額に対応する部分以外の部分の金額として政令で定める金額（以下「特定防衛調整対象外国税相当額」という。）（